令和４年５月９日

保護者の皆様

那覇市教育委員会

# 災害共済給付制度への加入について（お知らせ）

本市では、学校関係施設での児童生徒等の怪我等に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付の契約を締結しております。

この給付制度は、その運営経費を国、各学校の設置者及び保護者の皆様（同意が確認できた方）の三者で負担する互助共済制度であり、令和元年度現在、全国の児童生徒数の約 95.1 パーセントにあたる約 1,600 万人が加入しています。

また、給付の対象は、学校での授業中や休憩中、校長の指示、承認のもとでの活動等、学校の管理下で行われる活動で怪我をした際、健康保険法や国民健康保険法に基づく医療で 500 点を超えた医療費について、その費用を支給するものです。

つきましては、本給付制度の主旨をご理解いただき、加入にご同意いただくとともに、下記のとおり負担金の納入をお願い申し上げます。

記

保護者の皆様へお願いする負担金

児童生徒お一人あたり　**270 円**

（金額は、令和４年度５月現在のものです。）

那覇市教育委員会
学校教育課　企画・特別支援グループ
担当：伊波
℡917-3506

なお、上間小学校では、PTA 会費の徴収金として負担していただいています。